

高齢者の消費者トラブルは年々増加しています。私だけは大丈夫と思っていませんか。悪質業者は心のすき間につけこみます。「おかしいな」「不審だな」と思ったときはすぐに家族、友人、消費生活センターなどに相談しましょう。



**消費生活センター**  
995-1854

## 悪質商法の被害にあわないための五カ条

- ①あやしい電話はすぐ切り、知らない人は家に入れない。
- ②楽してもうかる話はありません。もうけ話には注意しましょう。
- ③はっきりと断りの言葉を言いましょう。
- ④すぐに契約せず、周囲の人に相談しましょう。
- ⑤クーリング・オフ制度を利用しましょう。

## しまった! と思ったら「クーリング・オフ」

クーリング・オフとは、訪問販売などで商品を買った後でも、一定期間内なら契約を解除できる制度です。商品を買ったものの、冷静になって考えて「解約したい」と

思ったら、クーリング・オフ制度を利用できます。ただし、買った商品の種類や、販売方法などによって、クーリング・オフができる場合とできない場合があります。



クーリング・オフできる場合(例)	クーリング・オフできない場合(例)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問販売(アポイントメントセールスやキャッチセールスを含む)、電話勧誘販売、長期契約サービス(エステ・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービス)など (契約書面を受け取った日から8日以内)</li> <li>●マルチ商法、内職商法など (契約書面を受け取った日から20日以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●店舗での販売、通信販売※</li> <li>●現金で3,000円未満の支払いの場合</li> <li>●使用してしまった消耗品</li> </ul> <p>※通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場合は、商品などを受け取った日から8日間は契約解除ができます。</p>

■商品やサービスの種類によってはクーリング・オフができないものもあります。  
 ■長期契約サービスは、自分からお店に行き契約した場合でも、クーリング・オフができたり、クーリング・オフ期間を過ぎても、一定の解約料を払えば中途解約できたりすることがあります。

### 健康商品送りつけ商法



**一方的に「商品を送る」と言われても、きっぱり断る!**

**断りきれずに承諾してしまっても、クーリング・オフできる場合がある**